

豊田市テレワーク導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、中小企業等におけるテレワーク導入に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テレワーク ICT（情報通信技術）を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のことをいう。
- (2) 中小企業等 別表に定める国の助成金等の対象事業者のことをいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、中小企業等が行うテレワーク導入に要する費用の一部を補助することにより、テレワーク導入を促進し、もって活動継続及び働き方改革の推進による生産性向上を図るとともに、本市の産業の振興に資することを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 別表に定める国の助成金等の支給決定を受けていること。
- (2) 市内に事業所を有すること。
- (3) 国の助成金等の申請に当たり、テレワークを新たに導入していること。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に定める国の助成金等の支給を受けて実施する事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める国の助成金等の対象経費のうち、市内事業所におけるテレワーク導入に係る経費に限る。

- 2 前項の規定にかかわらず、市内事業所におけるテレワーク導入に当たり、必要となるWEB会議機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器、勤怠管理システムの導入、社外において従業員が使用するパソコン、タブレット、スマートフォン等の購入費（以下「機器購入費」という。）のうち、国の助成金等の対象外経費であるものについて、その金額が2万円以上（消費税抜き）のものに限り、1点につき5万円（消費税抜き）を上限に補助するものとする。ただし、国の助成金等の事業実施期間中に購入したものに限り、

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、国の助成金等の対象経費のうち、テレワーク導入に要した経費に、別表に定める市の補助率を乗じた額と、機器購入費を合わせた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、1事業者につき、100万円を限度とする。

(端数処理)

第8条 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、豊田市テレワーク導入支援補助金交付申請書兼実績報告書(請求書)(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 別表に定める国の助成金等の支給決定通知書の写し

(2) 別表に定める国の助成金等の事業実施結果報告書又は実績報告書(国の助成金等の対象経費のうち、テレワーク導入に係る経費の実績が分かるもの)

(3) 会社の定款又はこれに類する書類

(4) 役員名簿(様式第2号)

(5) 機器購入費に関する支出調書(様式第3号)及び領収書の写し

2 前項の規定による申請は、国の助成金等の支給決定通知書の通知日から3か月以内又は国の助成金等の支給決定日を含む年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、豊田市テレワーク導入支援補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の決定に当たって、市長は補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

(交付の除外要件)

第11条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行

う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱、補助金の交付の決定をするときに付した条件、又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (6) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年6月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

（令和2年度の特例）

- 3 第6条第2項の規定にかかわらず、令和2年度の機器購入費は、令和2年2月17日から国の助成金等の事業実施期間までの間に購入したものを対象とする。

（令和3年度以降の特例）

- 4 第9条第2項の規定にかかわらず、国の助成金等の支給決定通知日が、当

該通知日を含む年度の3月31日以前の場合で、当該年度中に市の補助金の交付決定を受けていない場合は、その翌年度であっても、予算の範囲内において、市の補助金を交付することができる。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第2条、第4条、第5条、第6条及び第7条関係）

国の助成金等		国の助成率等	市の補助率
働き方改革推進 支援助成金	テレワークコース（通常）	1 / 2 又は 3 / 4	1 / 4
	テレワークコース（新型コロナウイルス感染症対策）	1 / 2	1 / 2
	労働時間短縮・年休促進支援 コース	3 / 4 又は 4 / 5	1 / 4
	職場意識改善特例コース 勤務間インターバル導入コース		又は 1 / 5
IT 導入補助金	特別枠 C 類型－2	2 / 3 又は 3 / 4	1 / 3 又は 1 / 4
小規模事業者持 続化補助金	コロナ特別対応型 C 類型		
ものづくり・商 業・サービス生 産性向上促進補 助金	特別枠 C 類型		

(注意)・申請は1事業所につき1回限り。

- ・ただし、今後、国の助成金等の要綱等の改定により、国の助成率等が拡充された場合は、この表の「市の補助率」の記載にかかわらず、「市の補助率」は、「1から国の助成率等を減じた割合」を適用する。

豊田市長様

(申請者)所在地 _____

名 称 _____

フリガナ _____

代表者氏名 _____

豊田市テレワーク導入支援補助金交付申請書兼実績報告書（請求書）

豊田市テレワーク導入支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助金交付申請額	金	円
国の助成金等の支給決定通知書における支給決定額（確定額）	金	円
国の助成金等の助成率等		
国の助成金等の対象経費のうち、市内の事業所におけるテレワーク導入に要した経費	金	円
国の助成金等における事業実施期間		～
機器購入費の合計額	金	円

支給決定通知を受けた国の助成金等の名称（該当するものに○）

働き方改革推進支援助成金	テレワークコース（通常）	
	テレワークコース （新型コロナウイルス感染症対策）	
	労働時間短縮・年休促進支援コース	
	職場意識改善特例コース	
	勤務間インターバル導入コース	
IT導入補助金	特別枠C類型—2	
小規模事業者持続化補助金	コロナ特別対応型C類型	
ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金	特別枠C類型	

宣誓事項 (右欄に ○を記入)		本申請書に添付する国の助成金等に係る書類の写しは、国に提出したものに相違ありません。
		本申請書に記載した事項は、事実と相違ありません。

振込先口座	金融機関 ・支店名	銀行・農協 金庫・組合		本店・支店 支所・出張所				
	種別	普通・当座	口座番号					
	フリガナ							
	口座名義人							

【備考】

- ・ ゆうちょ銀行の口座を記載する場合は、「振込用の店名・預金種別・口座番号（通帳見開き下部に記載の7桁の番号）」を記入してください。
- ・ この申請書は、市が交付決定した後は、請求書として取り扱います。

連絡先 ※この申請に 関する問合せに 対応できる方	(フリガナ) 担当者氏名		
	部署		
	住所	〒	
	電話番号	()	—
	F A X 番号	()	—
	E-mail		

添付書類

- 1 別表に定める国の助成金等の支給決定通知書の写し
- 2 別表に定める国の助成金等の事業実施結果報告書又は実績報告書の写し（国の助成金等の対象経費のうち、テレワーク導入に係る経費の実績が分かるもの）
- 3 会社の定款又はこれに類する書類
- 4 役員名簿（様式第2号）
- 5 機器購入費に関する支出調書（様式第3号）及び領収書の写し

様式第3号（第9条関係）

機器購入費に関する支出調書

項目	金額（消費税抜き）
合計	

注意 領収書の写しを添付してください。

様式第4号(第10条関係)

豊産労発第 号
年 月 日

様

豊田市長



豊田市テレワーク導入支援補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった豊田市テレワーク導入支援補助金については、豊田市テレワーク導入支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定します。

補助金の額	金 円
交付の条件	豊田市テレワーク導入支援補助金交付要綱第11条各号のいずれかに該当した場合は、この補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。